

特 記 仕 様 書

令和6年度 生駒線送水管工事三郷第1ブランチ
(のどか村送水) 舗装本復旧工事2

三郷町水道課

1. 一般事項

(1) 適用範囲

本特記仕様書は「令和6年度 生駒線送水管工事三郷第1ブランチ（のどか村送水）舗装本復旧工事2」に適用し、工事の施工に関する施工条件の明示及び本工事に固有の技術的要求について定める。

なお、本特記仕様書に定めない事項については、原則として奈良県県土マネジメント部発行の土木工事請負必携・土木工事施工管理基準・土木工事共通仕様書（案）によるものとするが、軽微な工事または工事の簡易な部分については監督員が承認した場合この限りではない。

(2) 工期および施工時間

工事の着手期限は、監督員から特別の指示がない限り、契約締結後休日を含み30日以内とする。但し、材料等の調達に時間を要し期日までに着手できない場合は、監督員と協議の上決定するものとする。尚、準備工は工事着手とみなさないので注意すること。工事の着手にあたっては、工事着手届、現場代理人届を提出するものとする。施工計画書は契約締結日から14日以内に提出すること。

工期は、雨天、休日等を見込み契約日から令和7年3月14日までとする。監督員及び検査員による竣工検査を契約期間内に行うため、竣工書類は少なくとも契約満了日の7日前までに提出すること）なお、休日等とは、日曜日、祝日をいう。やむをえず日曜日、祝日に作業を行う場合は事前に監督員の承諾を得ること。

施工時間（交通規制時間）は、午前9時から午後5時を厳守すること。やむをえず、当該時間外に作業を行う場合は必ず事前に監督員の承諾を得ること。

(3) 参考資料

設計図書の他に「参考資料」を提示する場合がある。「参考資料」はあくまでも効率的な見積に供するための一資料に過ぎず、契約書第1条にいう設計図書ではない。

したがって、「参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、請負者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するため一切の手段について自ら定め、工事を実施しなければならない。

(4) 工事内容の周知

請負者は工事の施工にあたっては、あらかじめその工事の概要を付近の居住者並びに自治会に周知し、その協力を求めなければならない。また、工事中、付近居住者との交渉が必要な場合又は交渉を受けた場合は監督員に申し出て指示を受け、誠意をもって対処し、随時監督員に経過等の報告をしなければならない。

工事概要の周知を目的として設置する工事看板は次項のサンプルに準じて作成を行い、住民に分かりやすい工事名を記載し、工事の代表箇所に設置するものとする。（延長が長い場合は起終点に1箇所ずつ）また、三郷町人権啓発標語「見方変え 世界が変わる SDGs」を工事看板に表記すること。

工事看板の設置位置については、監督員及び関係者（地権者等）の承諾を得ること。

(見本)

ご迷惑をおかけします	
舗装工事をしています	
令和7年3月14日 まで 時間帯 9:00~17:00	
見方変え 世界が変わる SDGs 三郷町人権啓発標語	
令和6年度 生駒線送水管工事三郷第1ブランチ (のどか村送水) 舗装本復旧工事2	
発注者	三郷町環境整備部水道課 電話 0745-43-7361
施工者	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

(参考例)

まわり道 〇〇〇m 
〇〇〇m先 工事につき まわり道をお廻りください

三郷町環境整備部水道課 電話 0745-43-7361

※通行止めの場合のみ

(5) 環境対策

請負者は当該工事の施工に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害防止のために必要な措置を講じなければならない。また、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

(6) 建設副産物の処分

本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）について、積算上の条件明示は下記のとおりとする。

ただし、請負者の責のよるものでないやむを得ない理由により、下記によりがたい場合は監督職員と協議するものとし、受入場所（施設）及び設計の変更対象とする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

- ① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。
- ② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。
- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処分法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、許可を有する産業廃棄物処理業者、奈良県県土マネジメント部に建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設に限って認めるものとし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械により回収するものとする。

回収された排水については、関係機関と協議の上、適正に処理するものとする。「適正に処理」とは、廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を検査時に監督職員に提示するものとする。

（建設副産物）

受入種別	処分場名	所在地	受入時間	休業日	備考
As 殻	奈良県アスコン 協同組合	大和郡山市額田部北町 1137-1 他 5 筆	8:00 ～ 17:00	日曜	
舗装版切断時 泥水	(株) 疋田建設	葛城市大字加守 1500 番外 2 筆	7 : 00 ～ 16 : 30	祝日	

※産業廃棄物管理票の原本及び計量伝票の原本を検査時に提示してください。

請負契約の際には、建設工事請負契約書における「7 解体工事に要する費用等（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と異なっている場合でも、上記①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

(7) 建設副産物（建設系産業廃棄物）の事業場外保管について

工事により発生した建設副産物（アスファルト殻、コンクリート殻等）は、積込後直接処分場に運搬し、処分することを原則とするが、やむを得ず事業場（工事区域）の外に仮置き（保管）する場合は、事前に監督員に協議書を提出し承諾を得ること。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、囲いの設置、掲示板の設置等必要な措置を講じること。なお、土壌汚染が懸念される場合は、その対策を行うこと。また、同法の規定により、保管場所の規模等に応じ、奈良県景観環境総合センター（0744-47-3805）に届出が必要な場合があるため必ず確認すること。

（掲示板表示例）

産業廃棄物保管場所	
保管する産業廃棄物の種類	がれき類
最大の高さ	〇.〇 m
最大保管量	〇 m ³
処理業者名	〇〇株式会社 許可番号 〇〇〇〇〇号
管理者の指名及び連絡先	所在地 〇〇町〇〇—〇〇 責任者氏名 産廃 太郎 電話番号 〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

※看板のサイズは縦横 60cm 以上とすること。

(8) 道路使用許可

請負者による道路使用許可申請手続きは必要とする。工事中は許可書を常時携行し、提示を求められた際はこれに応じること。

(9) 事故報告

請負者は工事中に事故が発生した場合は直ちに監督員及び関係機関に通報し、速やかに工事事故報告書を提出すること。

2. 施工管理

(1) 交通安全管理

工事期間中は、必要に応じ通行規制を行うため、事故等が起きないように交通誘導員（警備法第4条による認定を受けた警備業者の警備員）を配置し、事故を未然に防ぐよう最大限留意すること。作業にあたり通行車両等への飛散物が考えられる場合は、それを防止する覆い等を施すこと。

配置場所	配置員数	編成	昼夜別	交代要員	備考
施工箇所	2名/日	交通誘導員 B	昼間	無	

工事実工程の影響による交通誘導員の増減は変更の対象としない。但し、所轄警察署との協議及び現場交通状況によりやむをえず交通誘導員編成が変わる場合は設計変更の対象とする。

(2) 工事影響

工事中の掘削行為等により、周辺構造物や駐車車両等に破損等が生じないように、逐次確認を行うこと。周辺構造物に変位が発生し、危険な兆候が現れた場合は請負者の責により直ちに危険を取り除くよう応急処置を行うこと。また、発注者及び関係機関への連絡を速やかに行い、指示を受けること。

(3) 道路開放

施工途上における道路開放時は仮復旧を行うか、即日本復旧を行うことを原則とする。但し、交通量が著しく少ない路線及び歩道部に限り、別途対策を講じることにより交通の安全が確保されると判断される場合はこの限りではない。（本復旧まで期間が空く場合は必ず仮復旧を行う）

(4) 地下埋設物

工事箇所には地下埋設物（水道管、下水道管、ガスパイプ、電線類）が存在する可能性があるため掘削等を行う場合は事前に関係機関に地下埋設物の有無を確認のうえ、必要に応じ試掘を行うなど事故発生防止に努めること。

(5) 防災体制

請負者は豪雨、出水、雷その他天災に対して天気予報等に注意を払い、請負者の責により予防措置を十分行うとともに常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくこと。水路工事等にあたっては特に降雨前に仮締切、型枠等を撤去しておくこと。

(6) 工事用道路

工事車両による資材搬入等工事の施工に起因して、道路施設等を損傷したときは、請負者の負担で現況復旧すること。また資材置場については請負者において確保するものとし、周辺住民等とのトラブルが発生しないよう管理を徹底すること。

(7) 使用材料の承認

使用する材料については、使用材料承認願いを提出し監督職員の承諾を得ること。

工事着手前に施工場所の土質、地下水の状況、地下埋設物、危険箇所、その他工事にかかる諸条件を十分調査し、材料発注を行うものとする。十分な調査を行わず材料発注を行った場合、その後設計変更が生じても材料の補償は一切行わないので注意すること。

(8) 再生材の使用

- ① 本工事施工に使用する資材において、工事目的に要求される品質等を考慮した上で、工事施工箇所から20kmの範囲内で奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、請負者の責によるものでないやむを得ない理由により、再生材の利用が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

- ② 請負者は、地場産業の活性化を図るため、再生資材の調達については奈良県産品の使用をより一層努めるものとする。

(9) 工事写真

工事写真の撮影及び管理等は下記に留意すること。

- ① 現場概況を工事着手前及び工事完了後が比較できるよう同一背景にて撮影し、写真帳はページの見開きに着手前と完了後を配置すること。
- ② 工事着手前に工事影響箇所における道路施設並びに民地施設等について、ひび割れ、汚れ、破損等がある場合は可能な限り撮影しておくこと。
- ③ 深さ、高さ、幅等は、スケール、箱尺等を用いてその寸法が明確に確認できるように撮影すること。
- ④ 測点がある場合は測点を明示のうえ測点ごとに撮影すること。
- ⑤ 断片的な撮影だけでなく、できる限り広範囲の各種工程にわたり撮影すること。
- ⑥ 重要構造物は各方向より数枚撮影すること。
- ⑦ 舗装工事写真は、路床、路盤厚、舗装厚（敷き均し寸法、転圧時、転圧仕上り寸法）を撮影すること。
- ⑧ 床掘写真は基礎工を施工した高さ、幅、深さを明確に確認できるよう撮影すること。石積工などは根石を入れ所定の胴込め、裏込めコンクリート及び栗石等を充填したところを撮影すること。
- ⑨ 基礎栗石等は敷き均し及び転圧締固め後（幅、厚）を確認できるよう撮影すること。
- ⑩ コア等の検査箇所写真は、位置、寸法等を明確に確認できるよう撮影すること。

- ⑪ 建設副産物等を事業場外に仮置き（保管）する場合は、保管状況（種類、高さ、保管量がわかるように）及び搬出入状況を撮影すること。
- ⑫ 竣工全景写真を撮影すること。
- ⑬ 工事写真は黒板を利用し記載内容が確認できるよう撮影すること。

（１０）段階確認

工事の各段階において、請負者は事前に監督員に対し段階確認書を提出し、施工段階の予定時期を報告すること。段階確認が必要な場合は監督員より通知する。

3. 提出書類

本工事において、提出書類は下記の通りとし各 2 部(1 部はコピー可)とする。

項 目	提出可否	備 考
工事着手届	○	
現場代理人及び主任（監理） 技術者等選任（変更）届	○	契約約款第 10 条
課税事業者届出書	○	
工事打合簿	必要に応じ	施工にあたり監督員の指示、承諾又は協議を要する場合
工事完成届	○	
工事引渡書	○	
施工計画書 ※契約締結後 14 日以内	○	記載事項 ① 工事概要 ② 計画工程表（契約約款第 3 条） ③ 請負代金内訳書（契約約款第 3 条） ④ 現場組織表及び施工体系図 ⑤ 主要機械・資材搬入計画 ⑥ 施工方法（仮設備含む） ⑦ 施工管理計画 ⑧ 緊急時の体制及び対応 ⑨ 安全及び交通管理対策 ⑩ 環境対策 ⑪ 現場環境（休日、就業時間） ⑫ 再生資源の利用の促進計画
材料承認願	○	
竣工書類	○	① 廃棄物数量一覧
	○	② 建設廃棄物処理委託契約書
	○	③ 建設廃棄物処分地許可証
	○	④ 廃棄物運搬経路図
	○	⑤ 残土処理証明書
	○	⑥ 残土運搬経路図
	○	⑦ 建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）V1.2 又は V1.3EXCEL 形式
	○	⑧ 工事日誌
	○	⑨ 警備報告書
	○	⑩ 材料納品数量一覧及び納品書
	○	⑪ 施工数量計算書
	○	⑫ 完成出来形図及び面積算出図
	○	⑬ 出来形成果表
	○	⑭ 品質管理報告書（各種試験）
	○	⑮ 実施工程表
	○	⑯ 安全管理報告書
	○	⑰ 建設機械等点検表
	○	⑱ 工事写真帳（2 部）（初めもしくは画像データ含む） ※1 部はダイジェスト版でよい。
		⑲ その他（ ）

4. 検査

検査は検査員検査を実施する。（既済検査、中間検査を除き、検査は1回実施する）

（1）完了検査

請負者は、工事完成後速やかに監督員に工事完成届を提出すること。監督員及び検査員は工事目的物を対象として、契約図面等と対比し、工事の出来形（形状、寸法、数量、出来栄等）の検査を行う。また、施工管理状況について、竣工書類等を参照し検査を行う。検査時に監督員が特に必要と判断する場合は、請負者も検査に立会すること。

（2）既済検査

請負者は契約書の規定に基づき部分払いの請求を行う場合は既済部分の検査を受けなければならない。

（3）中間検査

施工途中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なときは、それぞれの段階において直ちに監督員に検査を請求しなければならない。

※奈良県水道局受託工事のため、奈良県水道局実施の完了検査受験時において現場立会いを要請する場合があります。

5. その他

本工事区間については、一部河川管理区域を含んでいますので工事施工実施日に制約がかかるため施工予定の計画については、監督職員と十分な協議を行うこと。